

未来

郵政産業ユニオン
PIWU
全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 4032
20年2月18日 (火)
Tel・Fax 095-828-1953

全国統一集団訴訟 支部組合員4名が 長崎地裁へ提訴

おはようございます。

本日、郵政ユニオン長崎中郵支部の非正規組合員4名が、午前11時に長崎地裁に提訴します。

これは2月14日（金）に、全国一斉6地裁（長崎を入れて7地裁）に提訴した「郵政ユニオン労働契約法20条集団訴訟」の一つで、長崎では住居手当、年末年始手当、夏期・冬期休暇、年始の祝日給、扶養手当、賞与（年末一時金）の6項目を請求します。

労働契約法20条とは、有期契約で働いている人と正社員など無期契約で働く人との間で、仕事の内容や責任などが同じならば、期間の定めがあることを理由に、賃金や福利厚生などの労働条件に

不合理な差をつけることを禁じる法律です。

郵政ユニオンは、2014年5月に組合員の原告3名で東京地裁に提訴（東日本裁判）し、同年6月には原告8名で大阪地裁に提訴しました（西日本裁判）。現在、この二つの裁判は高裁まで確定していて、住居手当や年末年始手当、夏期冬期休暇などが認められました（大阪地裁では扶養手当も認められています）



只、この判決は11名の原告にしか効力が及ばないため今回、北海道から九州まで原告154人の集団訴訟を立ち上げることになりました。今回の請求はこの東西の労契法20条裁判の地裁、高裁判決で認められた手当や休暇に絞って請求しています。賞与は残念ながら地裁、高裁共に負けていますが最も格差

が大きく非正規労働者の待遇改善には最重要と考え今回あえて請求しています。



jpglaborlabor151.jpg

請求期間ですがこの裁判は有期か無期かが争点になっている為、アソシエイト社員だった無期雇用の期間は請求していません。長崎の原告4名は2017年4月よりアソシエイト社員になっていて、今回の請求する期間は時効の関係で、2016年7月から2017年3月までの有期雇用の期間だけです。

東西の労契法20条裁判が、会社に与えた影響は大きく、地裁判決後、会社はJP労組との間で正社員（一般職）の住居手当廃止を決定。また、年末年始手当では年末手当を廃止し、非正規社員に年始手当を支給するように就業規則を改訂しました。これは同一労働同

一賃金を正社員の待遇を下げて実現すると批判をされました。

その他には夏期・冬期休暇（各1日）扶養手当（4月給与より支給）など非正規社員（アソシエイト社員を中心ですが）の待遇改善はこの20条裁判の判決が影響を及ぼしているといっても過言ではありません。



2020年4月より同一労働同一賃金（パートタイム・有期雇用労働法）が施行され、労働契約法20条はこの法律に移行します。この同一労働同一賃金の対象者は有期雇用労働者やパートタイム労働者、派遣労働者です。無期雇用であるアソシエイト社員は法律上では正社員に区分されます。

郵政の社員区分は様々な格差があります。正社員は地域基幹職と一般職に分けられ、非正規社員もアソシエイト社員や月給制社員、時給制契約社

員など分けられそれぞれ手当や休暇に差があります。



今回の裁判の目的は、過去支給されなければならなかった手当・休暇などの獲得が第一ですが、裁判で勝利し、就業規則や給与規定を同一労働同一賃金へと変更させることが組合の最終的な獲得目標です。ユニオンは勇気を出して原告となった4名を全力で支援し、必ず勝利します。

この裁判で勝利すれば、就業規則が変更になり、すべての非正規社員に恩恵が及びます。皆様のご支援ご協力をお願いします。

本日のスケジュール
午前10時半 提訴前集会（地裁前）
午前11時 長崎地裁へ提訴
午前11時半 県政記者室で記者会見

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。

みんなが均等待遇を。みんなが差別。ユニオンは労契法裁判に勝利しよう！